

受給者だより

Vol.38

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成22年5月

事業状況	平成22年度予算等のお知らせ……………1
	平成22年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／在職中65歳になったら……………4
解説	日本年金機構のここが知りたい！……………5
	在職老齢年金の基準額が47万円に変わりました ……6
	平成22年度の国の年金額……………8

平成22年度予算等のお知らせ

当基金の平成22年度の予算等が、去る2月23日に開催された第95回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

年金経理

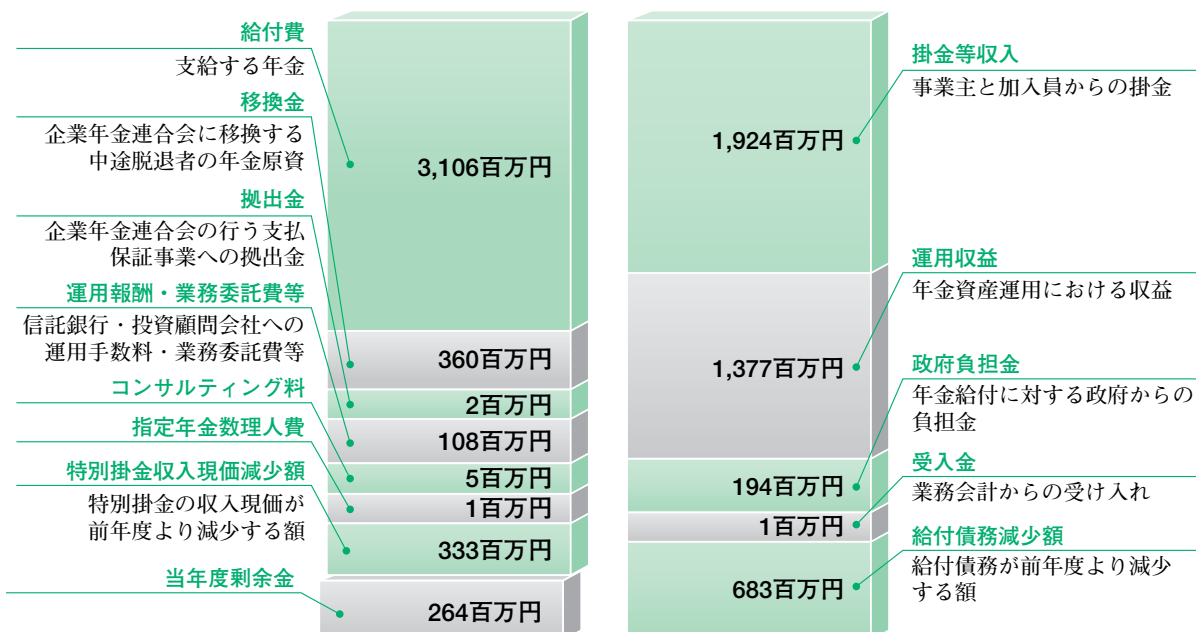
年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

●平成22年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

費用勘定 4,179百万円

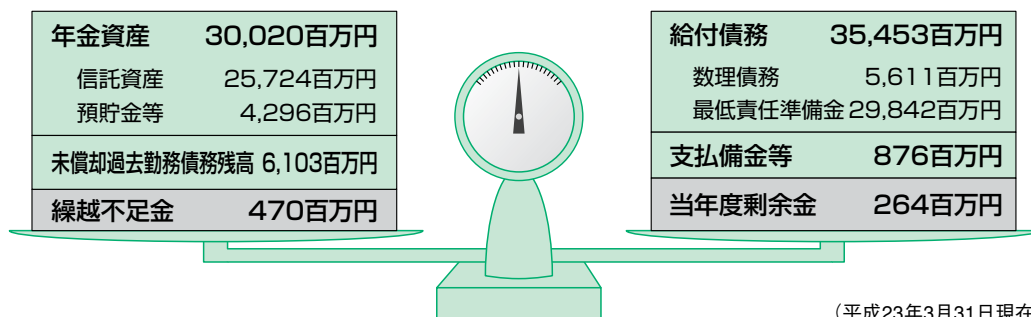
収益勘定 4,179百万円



資産と負債の状況（予定貸借対照表）

資産勘定 36,593百万円

負債勘定 36,593百万円

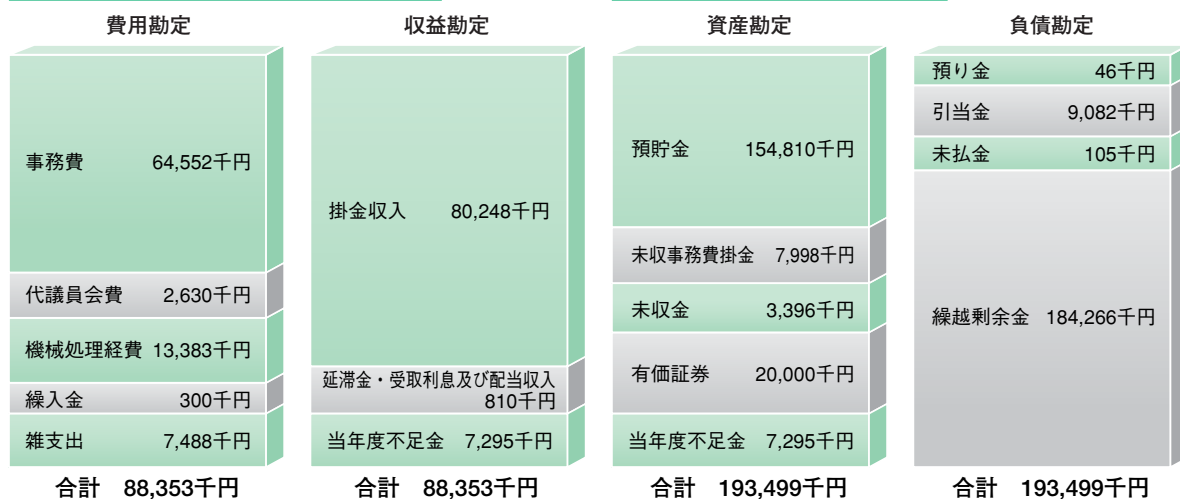


業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

予定貸借対照表（平成23年3月31日現在）

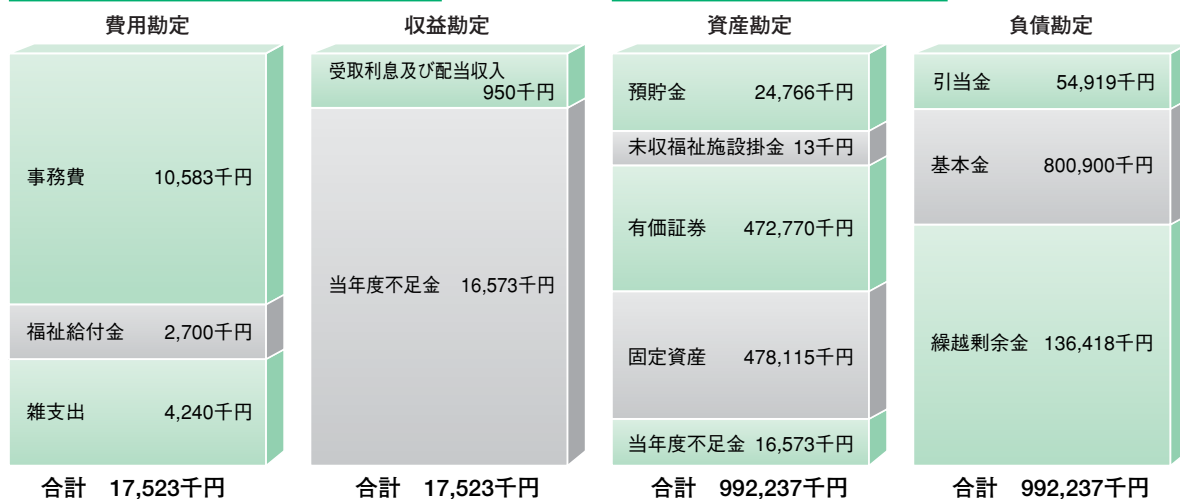


業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

予定貸借対照表（平成23年3月31日現在）

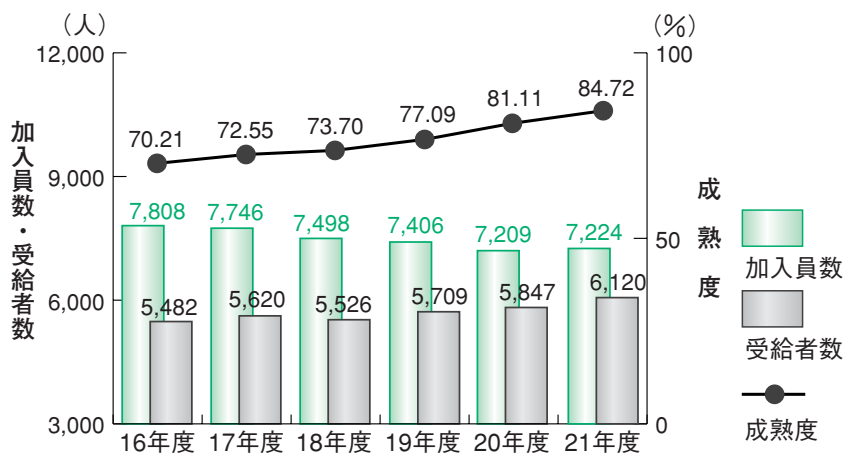


事業状況

平成22年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	237事業所	△3事業所
加入員数	7,224人(男子 4,982人 女子 2,242人)	15人
平均標準給与月額	296,303円(男子 328,899円 女子 223,871円)	△11,910円
年金受給権者数	6,120人(男子 4,091人 女子 2,029人)	273人
平均年金額	504,966円(男子 607,995円 女子 297,234円)	10,353円
慶弔金支給件数・額	101件 194万円	6件 54万円

● 成熟度(受給者数/加入員数) 84.72%

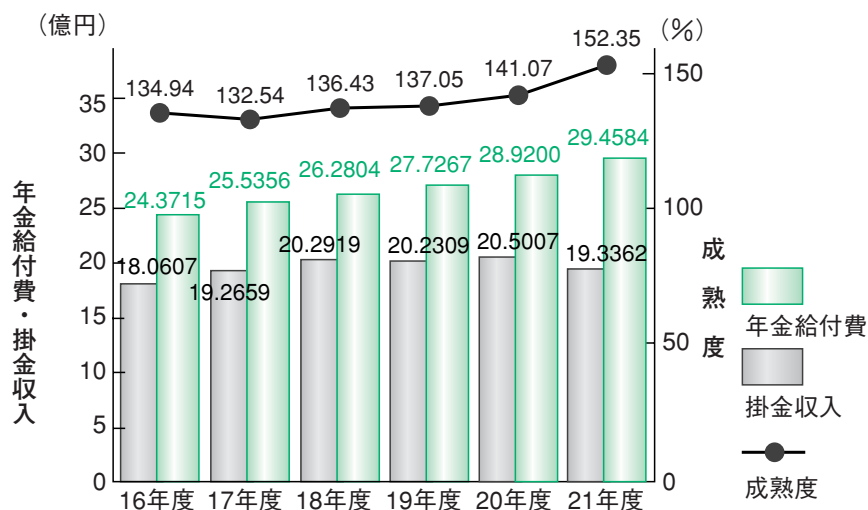


※平成21年度の状況は加入員1.2人で受給者1人を支える状況です。

● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであるかを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 152.35%



※平成21年度の年金給付費は掛金収入の約152%に相当する状況です。

(注) 平成21年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

年金受給者の方の届出

誕生日には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください

「現況届」は、年金を引き続き受けるために提出していただく大切な書類です。毎年誕生日の前月末頃に送付いたしますので、受給者ご本人が記入し当基金へご提出ください。ご本人が署名できない場合、親族の方が代理人署名欄にご記入ください。

※市区町村の証明は不要です。

※以下に該当される場合は、現況届の提出は不要です。

- ・年金給付の裁定後、1年以内の方
- ・年金が全額支給停止になっている方
- ・年金が全額支給停止になっていた後、支給を受け始めてから1年以内の方
- ・現在、基金の加入員である方

住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。

受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります ～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

平成10年4月1日から、65歳未満の方が雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている間は、年金は全額支給停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

65歳を迎えられる方へ ～支給繰下げ請求に係る申立書の提出について～

平成19年4月より老齢厚生年金・老齢基礎年金では、支給繰下げ制度が実施されたことにより、国の厚生年金を一部代行している当基金においても国と同様に支給繰下げ制度を実施しております。

老齢厚生年金・老齢基礎年金を65歳から引き続き受給するか、または66歳以70歳までの希望するときまで受給を繰り下げて（支給を遅らせて）受給するか、本人の意思確認が必要になるため、65歳のお誕生日の前月末までに当基金より「支給繰下げ請求に係る申立書」を送付いたしますので、期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

申立書の提出がない場合、年金の過剰払いが発生することがございますので、提出されるまでの間、年金を一時差し止めさせていただく場合がございますので、ご注意ください。

日本年金機構のことが知りたい!

Q 1月に日本年金機構がスタートしましたが、どのような特徴のある組織なのでしょうか。また、年金制度と私たちの関係に何か変化があるのでしょうか。

A 日本年金機構は、公的年金の運営業務を行うことを目的に設立された非公務員型の公法人です。日本年金機構の設立によって変わった点・変わらない点の主なポイントは以下のとおりです。



社会保険庁を引き継ぐ組織です

「日本年金機構」は、社会保険業務の適正な運営と国民の信頼確保を図るための改革として、これまで社会保険庁が運営してきた公的年金（国民年金・厚生年金保険）に関する届出処理などを引

き継ぐ組織として設立されました。

これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義で届いていた関係書類は、厚生労働省または日本年金機構の名義に変わります。



社会保険事務所が年金事務所に変わりました

各都道府県ごとに設置されていた社会保険事務局は廃止され、代わって全国を9ブロックに分け、それぞれにブロック本部が設置されました。

また、社会保険事務所は名称が年金事務所に変わりましたが、住所・電話番号、相談窓口での手続きなどは従来どおりです。

公的年金を受けるための条件や年金額は変わりません

日本年金機構設立後も、公的年金については引き続き国が財政責任・管理運営責任を担います。したがって、国民年金や厚生年金を受けるための条件や年金・一時金の額も従来どおりです。

●ホームページも新設されました

年金額簡易試算や年金見込額試算のほか、当月の相談日および相談受付時間が確認できる「年金のカレンダー」など、詳しい情報については日本年金機構のホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.nenkin.go.jp/>



在職老齢年金の基準額が 47万円に変わりました



65歳以上の在職老齢年金の支給停止が始まる基準額が、48万円から47万円に変わりました。同時に、60歳以上65歳未満の在職老齢年金の計算方法が変わる基準額も48万円から47万円になりました。在職老齢年金と今回の変更点についてご解説します。

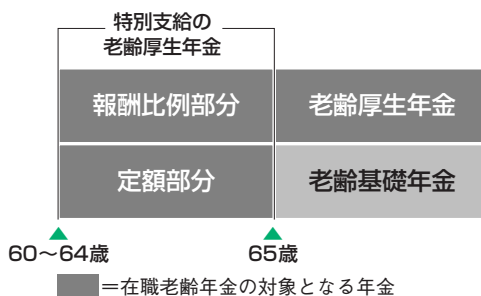
在職老齢年金とは？

60歳以上の人が年金を受けながら、会社で働いて厚生年金に加入する場合、「基本月額」と、その月の給与と直近1年間の賞与の月割額を足した額（「総報酬月額相当額」）の合計によって年金が減額されます。このしきみを「在職老齢年金」といい、65歳未満と65歳以上で計算方法が異なります。

「基本月額」と「総報酬月額相当額」

基本月額

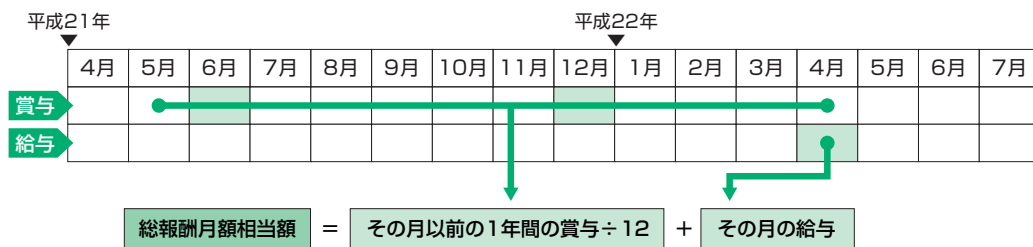
在職老齢年金の支給調整の対象となるのは老齢厚生年金です。60代前半で支給される特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分両方が対象となり、65歳以上の場合、老齢厚生年金と老齢基礎年金のうち、老齢厚生年金のみが調整の対象となります。老齢厚生年金加給年金額は除く。厚生年金基金加入者は、基金代行部分も含めます。



$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の額} \div 12$$

総報酬月額相当額

その月の給与（標準報酬月額）と、その月以前の1年間に受けた賞与（標準賞与額）の総額を月割にした額の合計が「総報酬月額相当額」となります。総報酬月額相当額は毎月計算し直されます。



◆厚生年金に加入しない場合は、支給調整はありません

在職老齢年金の支給調整があるのは、年金を受給しながら会社で働いて、厚生年金に加入した場合のみです。年金を受給しながら働いても、「勤務日数や時間が一般社員の4分の3未満」などの理由や、個人事業主で厚生年金に加入しない場合は、在職老齢年金の対象にはならず、支給調整もありません。

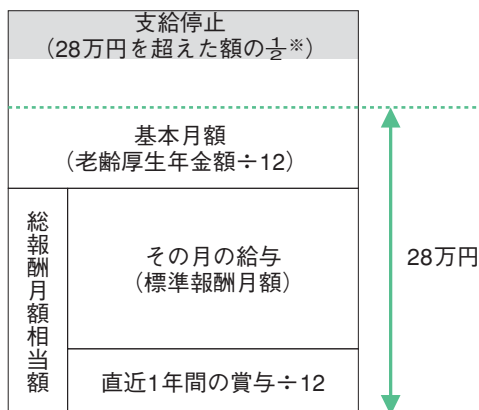
60歳以上65歳未満の在職老齢年金

60歳以上65歳未満の在職老齢年金は、基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えると、超えた額の2分の1に相当する額の年金が減額されます。この28万円の基準額は従来からのもので変わりません。ただし、これまでは、総報酬月額相当額が48万円を超える場合に支給停止額の計算方法が変わっていたものが、**47万円を超える場合**に変更されました。

■ (60歳以上65歳未満) 在職老齢年金の計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2}^*$$

※計算式は、基本月額が28万円以下、総報酬月額が**47万円**以下の場合。



■ 【60歳以上65歳未満】在職老齢年金 早見表

単位：万円

基本月額	総報酬月額相当額					
	9.8万円	14.2万円	18万円	24万円	32万円	38万円
5万円	5.0	5.0	5.0	4.5	0.5	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	7.0	3.0	0.0
15万円	15.0	14.4	12.5	9.5	5.5	2.5
20万円	19.1	16.9	15.0	12.0	8.0	5.0
25万円	21.6	19.4	17.0	14.5	10.5	7.5

※早見表の見方

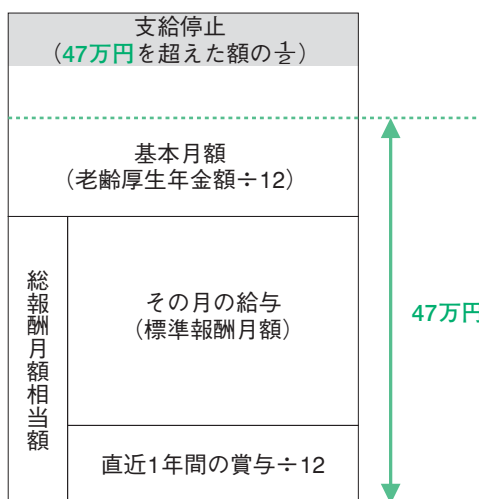
縦の基本月額と、横の総報酬月額相当額が交差する数字が、在職老齢年金の調整後に支給される年金となります。

65歳以上の在職老齢年金

65歳以上の在職老齢年金は、これまで、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が48万円を超えたときに、超えた額の2分の1に相当する額の年金が減額されていましたが、この基準額が**47万円を超える場合**に変更されました。

■ (65歳以上) 在職老齢年金の計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$



■ 【65歳以上】在職老齢年金 早見表

単位：万円

基本月額	総報酬月額相当額					
	20万円	25万円	30万円	40万円	45万円	50万円
4万円	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	0.5
6万円	6.0	6.0	6.0	6.0	4.0	1.5
8万円	8.0	8.0	8.0	7.5	5.0	2.5
10万円	10.0	10.0	10.0	8.5	6.0	3.5
12万円	12.0	12.0	12.0	9.5	7.0	4.5
14万円	14.0	14.0	14.0	10.5	8.0	5.5
16万円	16.0	16.0	16.0	11.5	9.0	6.5

※早見表の見方

縦の基本月額と、横の総報酬月額相当額が交差する数字が、在職老齢年金の調整後に支給される年金となります。



平成22年度の国の年金額

公的年金制度（老齢・障害・遺族給付）は、物価や現役世代の賃金の変動に合わせて、年金額が毎年改定されます。平成21年の全国消費者物価指数は、前年比1.4%下落しました。一方、現役世代の賃金変動を示す、対前年度比名目手取り賃金変動率による賃金変動率は▲2.6%でした。

このように、「物価変動率▲1.4%・賃金変動率▲2.6%」のケースでは、下落幅の小さい物価変動率を基準に年金額を改定することになります。ただし、直近の減額改定が行われた平成17年の物価を下回っていないので、平成22年度の年金額は前年度と同額で据え置かれます。

■平成22年度の主な年金額

年金の主な種類	年 額
老齢基礎年金	792,100円
加給年金額	227,900円
配偶者特別加算	33,600円～168,100円
障害基礎年金（1級）	990,100円
（2級）	792,100円
遺族基礎年金	792,100円

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 基金の概要
- 年金のご相談
- 各種届出様式
- 規約と規程
- (24時間)
- 掛金額表
- 予算と決算
- 基金の現況
- etc
- 給付のしくみ
- 広報誌関係

